

## お知らせ

### 4月から子ども誰でも通園制度が始まります

保護者の就労状況や理由にかかわらず、0歳6ヵ月から満3歳未満の子どもを保育所などに預けることができる新しい制度「子ども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」が4月から始まります。

保育の専門職のいる環境で、家庭とは異なる体験や同世代との関わりにより、刺激を受けることができます。

**対象** 以下の①～③を全て満たす子ども

- ①笠松町に住民票があること
- ②0歳6ヵ月～満3歳未満であること
- ③保育所等に通っていないこと

**利用時間** 月10時間まで(子ども1人当たり)

**利用料金** 1時間当たり300円程度

※制度の利用には、事前に町への利用認定申込が必要です。

定員などの状況によっては利用できない場合があります。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

圃福祉子ども課 ☎388-1116

### 物価高対応子育て応援手当の申請はお済みですか？

物価高対応子育て応援手当の申請受付期限は令和8年3月31日(令和8年3月1日から31日に出生した児童については令和8年4月30日)までです。下記の条件に該当する方で、まだ申請をされていない方は期限までに申請してください。

#### 申請が必要な方

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の養育者
- ・公務員の方

**支給額** 対象児童1人につき2万円

詳しくは、町ホームページでご確認ください。

圃福祉子ども課 ☎388-1116



### 福祉医療費受給者証が4月1日から変わります

4月1日より、受給資格者番号が変更になります。

新しい福祉医療費受給者証は、3月中旬に郵送します。

現在お使いの福祉医療費受給者証は、4月から利用できませんので、ご注意ください。

圃住民課 ☎388-1115

福祉医療費受給者証		福祉医療費受給者証	
受給資格者番号	受給者番号	受給者番号	受給者番号
氏名	受給者番号	受給者番号	受給者番号
生年月日	氏名	氏名	氏名
有効期間	生年月日	生年月日	生年月日
発行機関名	有効期間	有効期間	有効期間
及び印	発行機関名	発行機関名	発行機関名
交付年月日	及び印	及び印	及び印
	交付年月日	交付年月日	交付年月日

**ごみの処理は(株)野々村商店に!!**  
**株式会社 野々村商店**

一般廃棄物収集運搬業 岐阜市則松2丁目157番地  
 (笠松町許可) TEL 058-239-9921  
 産業廃棄物収集運搬処理業 瑞穂市野田新田3977-1  
 TEL 058-327-4030

10年保証 総合建設業  
**安藤建設株式会社**

住宅性能保証制度登録店

☎058-388-0077  
 ☎058-387-1515

お気軽にお問い合わせください。